

第7 原子力災害時の対応

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

このため、泊発電所から概ね半径5キロメートル以内の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）と泊発電所から概ね半径30キロメートル以内の緊急防護措置を準備する区域（UPZ）にある町村は、国や道の協力のもと、要配慮者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に対する情報伝達体制や避難誘導体制を整備するとともに、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成等に努める必要がある。

また、避難に当たっては、何度も避難を繰り返すことがないように、UPZ外に避難所を確保するとともに、広域避難となることを考慮し、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制を整備するとともに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

なお、屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国などの指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

《社会福祉施設等について》

- UPZ圏内にある全ての社会福祉施設等については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ受入施設を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合には、北海道と関係団体が締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設を調整。
- さらに、同協定に基づき、受入を支援する他の施設（支援施設）は、UPZ圏内の施設及び受入施設に対し、各施設の要請等を踏まえ、生活物資等の提供及び支援職員の派遣を実施。

【図表 18：原子力災害時の対応の考え方】

原子力災害時の対応の考え方		
原子力災害の特殊性		
<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質又は放射線の放出 ・放射性物質又は放射線の存在は測定器等で感知できるが五感で感じることが出来ない ・平常時から放射線についての基本的な知識と理解が必要 ・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割（避難指示、助言等）が重要 		
	要配慮者における避難の判断	要配慮者の避難経路
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況に応じて自ら避難 ・市町村の指示 	(一般的な避難の例) 自宅 → 指定緊急避難所 → 指定避難所 → 必要に応じて医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への入所
原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> ・事態の進展に応じて市町村からの指示により防護措置を実施。(図表19:原子力災害時における要配慮者の防護措置のとおり) 	(広域避難の例) 自宅 → 集合場所 → (一時滞在場所) → UPZ外(30km圏外)のホテル・旅館等 → 必要に応じて医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所

【図表 19：原子力災害における要配慮者の防護措置の概要】

原子力災害時における要配慮者の防護措置		
要配慮者の防護措置については、泊発電所からの距離に応じて、緊急時活動レベル(EAL)及び運用上の介入レベル(OIL)により、次のとおり段階的に実施する。		
緊急時活動レベル(EAL)	PAZ(泊発電所から概ね半径5km以内)	UPZ(泊発電所から概ね半径30km以内)
EAL(AL) 例:全交流電源喪失	避難準備	—
EAL(SE) 例:全交流電源喪失が30分以上継続	避難実施	屋内退避の準備
EAL(GE) 例:炉心冷却機能喪失	—	屋内退避の実施
以降、プラントの状況悪化に応じて段階的実施	—	避難等実施
運用上の介入レベル(OIL)	PAZ(泊発電所から概ね半径5km以内)	UPZ(泊発電所から概ね半径30km以内)
OIL1(放射性物質放出後空間放射線量率500 μ Sv/h超過)	—	避難実施
OIL2(放射性物質放出後空間放射線量率20 μ Sv/h超過)	—	一時移転 (1週間以内に)

※ EAL (Emergency Action Level) とは、原子力発電所において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。

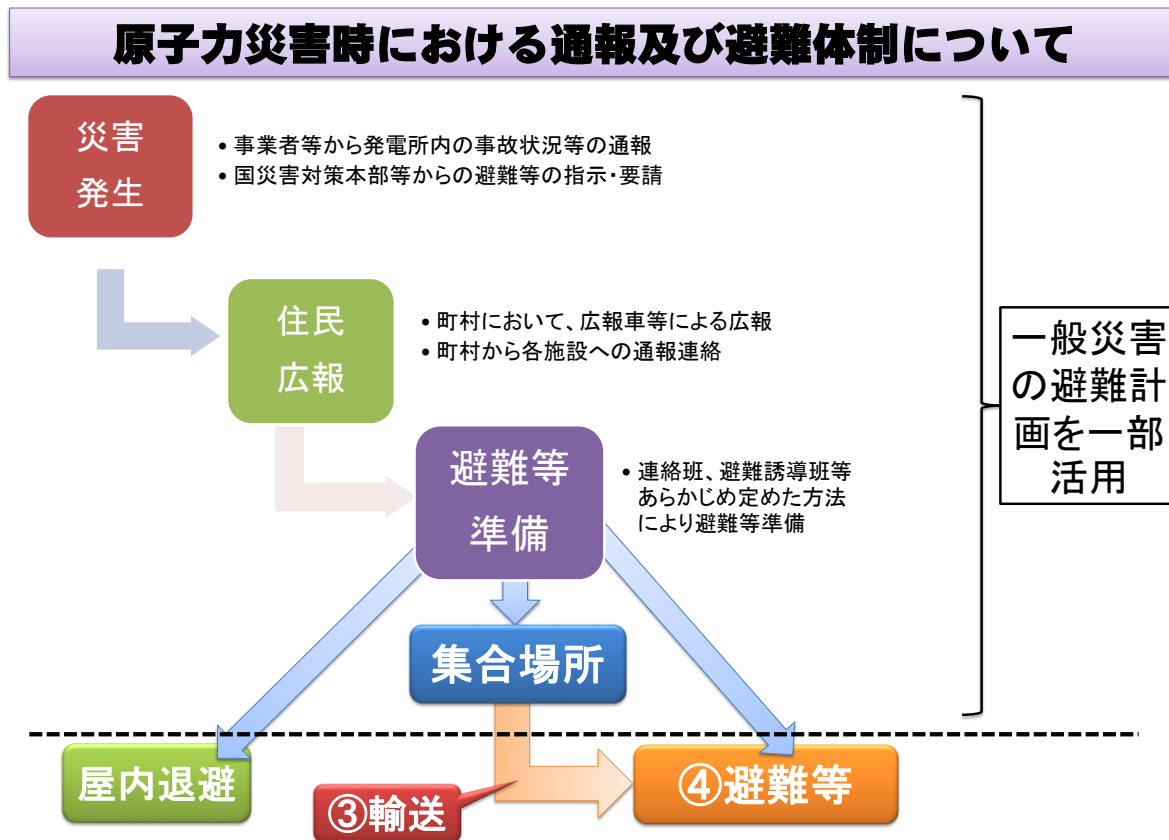
EAL レベルについては、各原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類、整理し、緊急事態区分ごとの判断基準として、事業者が具体的に定める必要があるとされ、プラント（原子炉や使用済燃料プール等）の状態（各種パラメータ）の変化、深層防護を構成する各種設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生に着目して設定することとしている。

※ OIL (Operational Intervention Level) とは、防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などより求めたレベルをいう。

OIL は、事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路（外部、吸入、摂取）等を仮定して、包括的判断基準（個々の防護措置の実施によって予想される線量あるいは既に受けてしまった線量によって表わされる判断基準）に相当する計測可能な値として導き出される。OIL としては、空間線量率、表面汚染密度、空气中放射性物質濃度など様々な値が考えられる。

【公益財団法人 原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」より】

【図表 20：原子力災害における通報及び避難体制について】



【図表 21：原子力災害における市町村ごとの避難先】

原子力災害時における町村毎の避難先

地域防災計画では、避難の長期化を想定し、避難場所における生活環境が良好なものであることが望ましく、特に、プライバシーの確保、女性や高齢者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮し、旅館又はホテル等を仮設住宅等への入居までの避難場所としている。

【避難先】

町 村 名	避難場所となる 旅館・ホテル等の所在市町村	町 村 名	避難場所となる 旅館・ホテル等の所在市町村
泊 村	札幌市	倶 知 安 町	室蘭市、登別市、苫小牧市、伊達市、千歳市
共 和 町	留寿都村、洞爺湖町、壮瞥町	積 丹 町	札幌市
岩 内 町	札幌市	古 平 町	小樽市
神 恵 内 村	札幌市	仁 木 町	札幌市
寿 都 町	札幌市	余 市 町	札幌市
蘭 越 町	札幌市	赤 井 川 村	赤井川村(キロロリゾート)
ニ セ コ 町	札幌市、北広島市		

第8 医療機関及び社会福祉施設等との連携

市町村は、道地域防災計画において、防災上重要な施設として位置づけられている医療機関及び社会福祉施設等と連携し、入院患者・入所者等を含めた要配慮者の安全の確保等を図るため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時から、要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めることとされている。

1 避難確保計画作成への支援

医療機関及び社会福祉施設等の管理者においては、主に次の事項に留意して、あらかじめ避難確保計画を作成することとされているので、市町村は、医療機関及び社会福祉施設等との連携のもと、避難確保計画の内容把握に努めるとともに、市町村地域防災計画等との整合性が図られるよう、必要に応じて助言等を行う。

- ①避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）、②経路、③移送の方法、
- ④時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、⑤保健、衛生及び給食等の実施方法
- ⑥暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 入院患者・入所者等の要配慮者への支援

(1) 物資及び防災資機材等の供給

市町村は、災害時において、医療機関及び社会福祉施設等から、食料や飲料水・医薬品、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材等の提供について、要請があった場合は、物資等の供給が可能となるような体制を整えるように努めることが重要である。

(2) 近隣住民等への働きかけ

市町村は、平時から社会福祉施設等と連携し、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう、施設相互間並びに他の施設はもとより、近隣住民及びボランティア組織への働きかけに努めることが重要である。

(3) 緊急連絡体制の整備

市町村は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するため、医療機関及び社会福祉施設等に対して、緊急連絡体制を整えるよう働きかけることが重要である。

(4) 防災訓練の実施

市町村は、防災訓練の実施に当たっては、医療機関や社会福祉施設等の参画を促し、連携して実施するよう努めることが重要である。

○道の取組

○災害時施設間避難協定の締結促進

災害発生時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種もしくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入に関する災害協定が締結されるよう指導に努める（防災基本計画 第2編 第1章 第6節 7(3)等）。

第9 要配慮者に係る防災・避難のポイント

要配慮者は、災害の規模や種別にもよるが、適切な防災・避難行動が困難となるような様々な特徴があるほか、個人差などもあるが可能な範囲で自らこうした行動が適切にできるよう、留意すべき主なものとして一般的に次のような事項が挙げられるので、様々な機会を通じて、要配慮者はもとより、地域住民や関係団体等へ広く周知するなど、要配慮者に係る防災・減災意識等の高揚に向け、その一助となるよう活用願いたい。

さらに、具体的な災害時の障がい者に対する支援の事例集として、道において「災害時の障がい者支援対策等の事例集」（平成24年3月）の作成や、障がいのある方が災害時に避難情報入手し、適切に避難できるよう、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」（平成31年3月）を作成しているので、併せて参照願いたい。

1 要配慮者に共通する事項

ア 平時のポイント

(ア) あらかじめ災害をイメージ

- ・ 災害に関する知識を習得し、様々な災害をイメージしておく。
- ・ 避難場所や避難所（福祉避難所を含む。）へ実際に移動してみるなど、避難経路・場所等を確認しておく。
- ・ 地域の防災訓練等に参加して防災上の問題点等を認識しておく。

(イ) 住まいの安全確保

- ・ 居住空間の工夫、家具・電化製品の固定、収納の工夫、ガラスの飛散防止、消火器の設置など、室内における安全確保を図る。

(ウ) 援助・支援の依頼

- ・ 常日頃から地域とのふれあいを持つように心がけ、隣近所や自主防災組織、福祉関係者、ボランティア関係者等にどのような支援が必要かなどについて知ってもらい、あらかじめ、複数の支援者に災害時に手助けしてもらえよう、依頼しておく。
- ・ 援助・支援（いわゆる「助け」）を求めるための笛や緊急通報装置、緊急会話カードなどを準備しておく。

(エ) 緊急連絡カード等の作成

- ・ 援助・支援の必要のある情報を取りまとめて、オリジナルの「緊急連絡カード」等を作成するなどして、これを防災袋等に保管しておく。

(オ) 非常用持出品の準備

- ・ 非常用持出品を防災袋やリュックサック等に入れておき、出入口付近など、災害発生時に分かりやすく、持ち出しやすい場所に準備しておく。

- ・積雪寒冷期における防寒対策として、防寒着、毛布、カイロなどを準備しておく。

(カ) 飲食物・医薬品等の備蓄

- ・飲料水、カンパン、レトルト食品等の長期保存の可能な飲食物（1人3日分程度）や、必要な医薬品を備蓄しておく。

イ 災害時のポイント

【地震の場合】

(ア) 家庭での対応

- ① 自分自身の安全確保
落下物等から身体を守る。動けない場合でも諦めないで、救援を待つ。
- ② 火災発生時の対応
大声で隣近所に火災を知らせる。姿勢を低くして煙を避けて避難する。
- ③ 避難
非常用持出袋等を携帯し、安全な脱出口から、落ち着いて避難する。
- ④ 情報の収集・伝達
携帯ラジオ（地デジ対応型等）等から、正確な情報を入手・把握するとともに、「災害用伝言ダイヤル：171番」を活用し、自らの状況等を伝達する。

(イ) 外出中の対応

- ① 道を歩いているとき
建物等から離れ、周囲の人に避難場所への誘導等の援助・支援を依頼する。
- ② 建物の中にいるとき
係員の避難指示誘導に従う。エレベーターやエスカレーター等は使わない。姿勢を低くして煙を避けて避難する。
- ③ 鉄道・バス等に乗車時の対応
手すりや座席等につかまり、乗務員の指示に従う。
- ④ 車両運転時の対応
減速し停車する。カーラジオ等から、正確な情報を入手・把握の上、降車し徒歩により避難する。
- ⑤ けがをした時の対応
周囲の人に援助・支援(助け)を求め、医療機関や消防署等の救急・防災関係機関に連絡してもらう。

(ウ) 津波への対応

- ・テレビ・ラジオ（地デジ対応型等）等から、正確な情報を入手・把握するなど、情報確認に努める。
- ・海岸付近や河口付近にいる場合には、直ちに、高台へ避難する。
- ・高台への避難が難しい場合には、自治体が指定する緊急避難場所へ避難する。

【風水害の場合】

(ア)避難の準備

- ・テレビ・ラジオ（地デジ対応型等）等の気象情報から、正確な情報を入手・把握する。
- ・湖岸・河川付近にいる場合には、早めに避難する。
- ・傾斜地等にいる場合で、出水や山鳴り等の異常現象が見られたときには、早めに避難する。
- ・避難が予想される場合には、雨具・長靴等の準備や非常用持出品等の点検のほか、屋外（外回り）の道具類等の屋内（室内）への搬入、隣近所や自主防災組織等の援助・支援について、早めに依頼する。
- ・外出中の場合には、速やかに帰宅する。
- ・運転中の場合には、減速し低速で走行するほか、必要に応じ停車の上、カーラジオ等から正確な情報を入手・把握し、降車して徒歩により避難する。

(イ)避難

- ・高齢者等避難情報等が発せられた場合には、隣近所へ呼びかけるなど、協力して避難する。
- ・ガス・灯油等の元栓を締め、電気ブレーカーを閉じ、避難先等の連絡メモを出入口に貼る。
- ・避難は徒歩が原則であり、履き慣れた靴を準備し、可能な限り、単独で行動せず、近所や自主防災組織等の援助・支援者とともに避難する。
- ・冠水場所を進まなければならないときは、例えば、1本のロープを避難者全員で持ち、一列に並んで移動するなど、相互補完できる状態で避難する。

(ウ)被災時の対応

- ・被災した場合には、まず、パニックに陥らず、固定物につかまるなど、身体を安定した状態を保つとともに、家族や援助・支援者に、居所や状況等を伝達する。
- ・建物の倒壊等により、屋内（室内）等に閉じ込められた場合には、大きな声で救助を求める。
- ・また、浸水の深さが50cmを上回る（水の流れが速い場合には、浸水の深さが20cm前後であっても歩行が困難となる。）場合は、屋外での避難行動そのものが危険であるため、自宅や隣接する建物の2階等の高所へ緊急的に避難する。

【火災の場合】

(ア)消火

- ・自宅等で火が出た場合には、消火開始とともに、隣近所へも知らせ、協力しながら消火を進めるほか、消防署に通報する。
- ・消火器は、周りから炎を覆うように使用する。また、水で消火する場合には、炎の上から一気にかけるか、炎に叩きつける。なお、消火器や水が間に合わない場合には、カーテン・毛布・座布団等の身近なものを活用するなどして消火を進める。
- ・消火器等による初期消火が可能とされるのは、一般的に、火災発生から約3分間程度までとされており、炎が壁やふすま等の立ち上がり面にある間だけであり、天井に炎が移ったら消火をやめ、できるだけ早く避難する。

(イ) 避難

- ・避難する場合には、建物（部屋等）の窓や扉を閉ざし空気を絶つことにより、延焼を押さえる。
- ・壁等を伝い、姿勢を低くして、煙を避けて避難する。
- ・安全な場所に避難した場合には、直ちに、家族や緊急連絡先などに周知する。

2 身体機能が低下した高齢者（寝たきり高齢者等）

ア 避難行動等の特徴

- ・自力で行動が可能である場合でも、体力が衰え行動機能が低下しているため、素早い避難行動が困難な場合が多い。また、寝たきり等高齢者の場合は、自力での行動ができない。
- ・地域とのつながりが希薄になっている場合がある。
- ・自分の状況を伝達することや、自分で危険を判断し行動することが困難な場合がある。

イ 平時のポイント

- ・寝所は、倒れるものや落下物のない、避難しやすい場所とする。
- ・隣近所の人などに、万一の際の援助・支援について依頼しておく。
- ・非常用持出品（紙オムツ・携帯トイレ・ビニールシート・幅広いヒモ・常備薬リスト等）を用意しておく。

ウ 災害時のポイント

- ・緊急通報装置や携帯用ブザー等で救助を求める。
- ・動ける人は、落ち着いて、座る・這うなど姿勢を低くし、テーブルや机等の下へ身体を伏せて、落下物から身を守る。
- ・当該高齢者の家族は、避難のための出入口を確保し、非常用持出品の入った袋やリュックサック等を持って、共に避難するとともに、隣近所の援助・支援を依頼する。

3 認知症高齢者

ア 避難行動等の特徴

- ・認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で行動・心理症状が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。
- ・自分の状況を伝達することや、自分で危険を判断し行動することが困難な場合がある。

イ 平時のポイント

- ・寝所は、倒れるものや落下物のない、避難しやすい場所とする。
- ・隣近所の人などとなじみの関係をつくっておき、万一の際の援助・支援について依頼しておく。

- ・非常用持出品（紙オムツ・携帯トイレ・ビニールシート・幅広いヒモ・常備薬リスト等）を用意しておく。

ウ 災害時のポイント

- ・混乱・困惑させないよう穏やかな態度で接する。
- ・避難所においては、個室や専用のスペースなど落ち着ける環境を用意する
- ・言動を否定せず、避難所生活の困難な点を介助する。
- ・周囲の避難者とのコミュニケーションを取り持つ。
- ・家族が日中避難所に不在の場合は、散歩・家を見に行く・顔なじみの人と世間話等をして落ち着くよう配慮する。
- ・不穏、興奮、徘徊など症状の憎悪があれば専門家の診察や介護を受けられるよう手配する。

4 視覚障がい者

ア 避難行動等の特徴

- ・視覚による状況把握が困難である。
- ・災害時には、住み慣れた地域であっても、その状況が一変してしまうため、単独では、素早い避難行動が困難である。
- ・盲導犬を伴っている場合がある。

イ 平時のポイント

- ・眼鏡・白杖（折りたたみ式等）・時計（音声・触知式等）・緊急時の連絡先の点字メモ・メモ用紙、録音機・携帯ラジオ（地デジ対応型等）・常備薬等を非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく（盲導犬を伴う場合には、それに、必要なものも準備する。）。
- ・非常用持出品の入った袋やリュックサック等は、常に、一定の場所に配置しておく。
- ・避難経路（通路・コース）の安全等を確保・確認しておく。
- ・介助者不在時を想定し、家族や隣近所の人などに援助・支援を依頼しておく（盲導犬を伴う場合には、その旨も伝達する。）。

ウ 災害時のポイント

- ・地震が起きた場合には、身近にある座布団や本などで、頭部をかばい、落下物等から身を守る。
- ・屋内でも靴等を履き、白杖を使用して周囲の安全を確認する。
- ・1人の場合には、大声で視覚障がい者であることを告げ、周囲の人から状況を聞き取り、隣近所の人とともに避難する。
- ・避難誘導を受ける場合には、援助・支援者の肘や肩等をつかませてもらい、ゆっくりと歩いてもらうよう依頼する（盲導犬を伴う場合には、その旨も伝達する。）。
- ・点字や音声情報など、障がいの特性に配慮した情報提供を依頼する。

5 聴覚障がい者

ア 避難行動等の特徴

- ・音声による避難誘導指示が困難である。
- ・視界（視野）外の危険の察知が困難である。
- ・自らの状況等を周囲の人等に声で知らせることが困難である。
- ・聴導犬を伴っている場合がある。

イ 平時のポイント

- ・補聴器のほか、携帯電話・スマートフォン等の文字（視覚）情報が得られる携帯端末（振動モードを有するものが望ましい）、笛や携帯ブザーを常に手元に置いておく。
- ・FAX緊急通報が受けられる場合には、ファクシミリを設置しておく。
- ・介助者不在時を想定し、特に夜間の睡眠中の情報伝達等をどうするのか、家族や隣近所等の援助・支援者と決めておく。
- ・予備の補聴器・バッテリー・充電器・電池・筆談用具等を非常用持出袋やリュックサック等に準備しておき、すぐに持ち出せる場所に置いておく。

ウ 災害時のポイント

- ・テレビ・文字放送・携帯電話（メール）等のほか、隣近所（援助・支援者を含む。）から、正確な情報を得る。
- ・外出中の場合には、周囲の人に、緊急会話カードや筆談等で、自らの情報を伝達するとともに、外部（周囲等）の状況を知らせてもらう。
- ・地震が起きた場合には、慌てて外へ飛び出さずに、座る・這うなど姿勢を低くし、テーブルや机等の下へ身体を伏せて、落下物から身を守る。
- ・動けない状態になった場合には、笛や携帯用ブザー等で、周囲に自らの居場所を知らせ、救助を求める。
- ・地震の揺れが治まったら、周囲の人に、緊急会話カードや筆談等で、聴覚障がい者であることを伝達し、避難誘導等の必要な援助・支援等を依頼する。
- ・避難の呼びかけ等があるときには、必ず、周囲の人から伝達され、避難誘導等の必要な援助・支援が受けられるよう、援助・支援者に依頼しておき、共に避難する（聴導犬を伴う場合には、その旨も伝達する。）
- ・手話通訳、要約筆記など、障がいの特性に配慮した情報提供を依頼する。

6 言語障がい者

ア 避難行動等の特徴

- ・自らの状況等を周囲の人等に声で知らせることが困難である。

イ 平時のポイント

- ・ F A X緊急通報が受けられる場合には、ファクシミリを設置しておく。
- ・ 介助者不在時を想定し、特に夜間の睡眠中の情報伝達等をどうするか、家族や隣近所等の援助、支援者と決めておく。
- ・ 介助者不在時を想定し、家族や隣近所などに援助・支援を依頼しておく。

ウ 災害時のポイント

- ・ テレビ・文字放送・携帯電話（メール）等のほか、隣近所（援助・支援者を含む。）から、正確な情報を得る。
- ・ 外出中の場合には、周囲の人に、緊急会話カードや筆談等で、自らの情報を伝達するとともに、外部（周囲等）の状況を知らせてもらう。
- ・ 動けない状態になった場合には、笛や携帯用ブザー等で、周囲に自らの居場所を知らせ、救助を求める。
- ・ 地震の揺れが治まったら、周囲の人に、緊急会話カードや筆談等で、言語障がい者であることを伝達し、避難誘導等の必要な援助・支援等を依頼する。
- ・ 避難の呼びかけ等があるときには、必ず、周囲の人から伝達され、避難誘導等の必要な援助・支援が受けられるよう、援助・支援者に依頼しておき、共に避難する。
- ・ 絵図、記号や平易な表現など、障がいの特性に配慮した情報提供を依頼する。

7 肢体不自由者

ア 避難行動等の特徴

- ・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。
- ・ 介助犬を伴っている場合がある。

イ 平時のポイント

（ア）【共通】

- ・ 寝所は、倒れるものや落下物のない、避難しやすい場所とする。
- ・ 介助者不在時を想定し、家族や隣近所などに援助・支援を依頼しておく。
- ・ 歩行補助具は、安全な場所に置き、暗闇でも分かるようにしておく。
- ・ 避難に備え、幅広いヒモ・車イス・担架・毛布等を準備しておく。
- ・ 非常用持出品を袋やリュックサック等に準備しておき、直ぐに持ち出せる場所に置いておく（介助犬を伴う場合はその旨も伝達する。）。

（イ）【車イス使用者】

- ・ 車イスの通れる幅を常に確保しておく。
- ・ 車イスを使用できない場合の代替用具（杖など）を準備しておく。
- ・ 車イスのタイヤの空気圧等を、安全に使用できるよう、定期的に確認しておく。
- ・ 車イス使用時にも着用できる雨カップ等を準備しておく。

(ウ) [電動車イス使用者]

- ・上記「車イス使用者」の事項のほか、電動車イスのバッテリーは充電の上、室温で保管しておく。
- ・補液タイプのバッテリーの場合には、定期的に液量を確認しておく。

ウ 災害時のポイント

- ・緊急通報装置や携帯用ブザー等で救助を求める。
- ・動ける人は、落ち着いて、座る・這うなど姿勢を低くし、テーブルや机等の下へ身体を伏せて、落下物から身を守る。
- ・車イスを使用中の場合には、安全な場所を確保してブレーキをかける。
- ・転倒を防ぐため、座る・這うなど姿勢を低くし、周囲に安全につかまるものがあれば、しっかりとつかまる。
- ・地震が発生した後は、道路上等に障害物等が増えるなど、車イスの通行が困難となるので、避難誘導等の必要な援助・支援が受けられるよう、家族や隣近所の人などの、援助・支援者に依頼して、共に避難する（介助犬を伴う場合はその旨も伝達する。）。
- ・文字盤やコミュニケーションボードなど、障がいの特性に配慮した情報提供を依頼する。

8 内部障がい者

ア 避難行動等の特徴

- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。
- ・人工透析等の医療的な措置や、常時使用する医療機器（人工呼吸器・酸素ボンベ等）、服用医薬品（リスト）等が必要である。

イ 平時のポイント

(ア) [共通]

- ・服用医薬品の処方箋や投薬説明文、お薬手帳等の写しを非常用持出袋やリュックサック等に入れておく。
- ・医薬品や治療食の備えなどについて、かかりつけ医等に相談しておく。
- ・緊急連絡カード等にも、治療方法や介助方法等について簡潔に記載しておく。
- ・介助者不在時を想定し、家族や隣近所などに援助、支援を依頼しておく。

(イ) [腎臓の障がい]

- ・人工透析ができない場合を想定し、医療機関やかかりつけ医とその対策等について相談しておく。
- ・自分のダイアライザー（人工透析器）の透析条件を緊急連絡カード等に記載し、非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく。
- ・常に食事と水分を適切にコントロールできるよう努めておく。
- ・カリウム対策のため、服用中の高カリウム血症改善薬等をわかりやすい場所に保管しておく。

- ・自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）用バッテリーの予備を非常用持出袋やリュックサック等と同一の場所に置く。

(ウ) [呼吸器の障がい]

- ・緊急時（救急）対応について、家族や医療機関、酸素供給業者等と相談しておく。
- ・在宅酸素療法対象者は、かかりつけ医等に酸素の必要度等を確認しておく。
- ・濃縮酸素濃縮器や液体酸素ボンベは、火気から離れた場所に保管しておく。
- ・人工呼吸器装着者は、アンビューバック（蘇生器）・バッテリー・手動式吸引器等を準備しておく。
- ・携帯用酸素ボトルを非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく。
- ・ネブライザー使用者は、バッテリーの予備を非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく。

(エ) [ぼうこう又は直腸の障がい]

- ・ストマ装具（10日間分程度）・洗腸セット（水・ウェットティッシュ・輪ゴム等）を非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく。
- ・ストマ装具のメーカー・販売店の連絡先等を緊急連絡カード等に記載し、非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく。

ウ 災害時のポイント

- ・慌てて無理な行動をとると、病状悪化等のおそれがあるため、揺れが収まったら、安全な場所へ移動し、援助・支援を待つ。
- ・避難指示等が出された場合、できるだけ早く医療機関に連絡し、対処方法の指示を受ける。
- ・在宅酸素療法対象者は、酸素吸入を一旦止め、火災の危険性がないことを確認する。
- ・火災が発生している場合には、酸素吸入を止めて、安全な場所へ避難する。
- ・内部障がい者は、外見からだけでは分かりにくい面があることなどから、周囲の人に自らの身体状況や生活上の留意事項等を伝達し、必要な援助・支援を受ける。

9 知的障がい者

ア 避難行動等の特徴

- ・自ら危険を判断し、適切に行動することが困難な場合がある。
- ・急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。

イ 平時のポイント

- ・本人が自ら行動できない場合は、家族及び周囲の人の支援が特に必要。
- ・服用医薬品の種別や服用方法等を緊急連絡カード等に記載し、非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく。
- ・上記のほか、緊急連絡カード等を身に付けたり、身元・連絡先が分かる名札等を衣服に縫い付けるなどしておく。
- ・家族をはじめ、周囲の人や援助・支援者等は、日頃から、災害について、分かりやすく、繰り返し説明したり、避難場所に実際に連れて行くなどして、本人がその場所を覚えられ

るように努める。

- ・介助者不在時を想定し、家族や隣近所などに援助、支援を依頼しておく。

ウ 災害時のポイント

- ・本人が自ら行動できない場合は、家族及び周囲の人の支援が特に必要
- ・地震が起きた場合には、身近にある座布団や本などで頭部をかばい、落下物等から身を守る。
- ・動けない状態になった場合には、笛や携帯用ブザー等で周囲に自らの居場所を知らせ、救助を求める。
- ・屋内でも靴等を履き、落下物やガラスの破片等から身を守る。
- ・避難誘導等の必要な援助・支援が受けられるよう、家族や隣近所の人などの援助・支援者に依頼して、共に避難する。
- ・絵図、記号や平易な表現など、障がいの特性に配慮した情報提供を依頼する。

10 精神障がい者

ア 避難行動等の特徴

- ・災害発生時には、精神的な動揺等が激しくなる場合があるが、多くの者は自ら危険を察知・判断し、避難行動等を行うことができる。
- ・平時に服用している医薬品が必要である。

イ 平時のポイント

- ・本人が自ら行動できない場合は、家族及び周囲の人の支援が特に必要。
- ・服用医薬品の種別や服用方法等を緊急連絡カード等に記載し、非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく。また、家族も、医療機関等からの指示や緊急時における対処方法等を十分に理解しておく。
- ・上記のほか、対人関係での配慮など特に留意が必要な事項について、緊急連絡カード等に記載しておく。
- ・通院・通所している施設等に、災害時の避難場所や緊急連絡方法等の情報を伝達しておく。

ウ 災害時のポイント

- ・本人が自ら行動できない場合は、家族及び周囲の人の支援が特に必要。
- ・精神的な動揺が激しいなど混乱して自ら行動できない場合には、避難誘導等の必要な援助・支援が受けられるよう、家族や隣近所の人などの援助・支援者に依頼して、共に避難する。
- ・避難等に伴うストレス等により、体調不良となる場合があるので、服用医薬品は処方どおりに服用する。
- ・避難等に伴い、落ち込みやイライラ・不安・幻覚・妄想が生じたり、不眠状態となる場合には、早めに医師や保健師等の専門職員に相談するなどして、適切な措置を受ける。
- ・絵図、記号や平易な表現など、障がいの特性に配慮した情報提供を依頼する。

1 1 発達障がい者

ア 避難行動等の特徴

- ・不安な気持ちから、場面に合わない行動をしたり、働きかけに強い抵抗を示すことがある。
- ・周囲が想像する以上に過敏なため、大勢の人がいる避難所の中にいられないことがある。
- ・治療が必要なのに平気な顔をしていることがある。
- ・見通しの立たないことや変化、未知のことに強い不安を示す。

イ 平時のポイント

- ・本人が自ら行動できない場合は、家族及び周囲の人の支援が特に必要。
- ・家族も、医療機関等からの指示や緊急時における対処方法等を十分に理解しておく。
- ・対人関係での配慮など特に留意が必要な事項について、緊急連絡カード等に記載しておく。
- ・通所している施設等に、災害時の避難場所や緊急連絡方法等の情報を確認しておく。

ウ 災害時のポイント

- ・本人が自ら行動できない場合は、家族及び周囲の人の支援が特に必要。
- ・急な変化や、見通しの立たないことに激しく混乱し自ら行動できない場合には、避難誘導等の必要な援助・支援が受けられるよう、家族や隣近所の人などの援助・支援者に依頼して、共に避難する。
- ・避難等に伴いパニックを起こす場合があるので、安定したリズムで過ごせるよう個別空間の確保、日課の説明等の提示を受ける。
- ・避難所生活においては、簡単な役割を提供するなどし、具体的で明確なすべきことがあった方が安定につながる場合が多い。
- ・治療が必要なのに状態を伝えることができない場合があるので、早めに医師や保健師等の専門職員に相談するなどして、適切な措置を受ける。
- ・絵や写真を使って説明したり、短い文で、一つずつ順を追って、具体的にすることを示すと理解しやすくなる場合がある。

1 2 難病・在宅医療患者等（がん・糖尿病等）

ア 避難行動等の特徴

- ・運動マヒや関節の運動障がいなどのために移動困難な難病患者は、自力での避難が困難な場合がある。
- ・症状によって自力での行動ができない場合、また、体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動が可能な場合がある。
- ・常時使用する医療機器（人工呼吸器・酸素供給装置、腹膜透析装置等）、服用医薬品（リス

ト)等が必要である。

- ・自分の状況を伝達することや、自分で危険を判断し行動することが困難な場合がある。

イ 平時のポイント

(ア) [共通]

- ・服用医薬品の処方薬説明書、お薬手帳等を持ち出しやすいように準備しておき、避難時に患者本人や家族が提示できるようにしておく。
- ・使用中の医薬品や治療食の保管方法などについて、かかりつけ医等に相談しておく。
- ・緊急連絡カード等にも、治療方法や介助方法等について簡潔に記載しておく。

(イ) [人工透析を必要とする者]

- ・人工透析ができない場合を想定し、医療機関やかかりつけ医とその対策等について相談しておく。
- ・自分のダイアライザー（人工透析器）の透析条件を緊急連絡カード等に記載し、非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく。
- ・常に食事と水分を適切にコントロールできるよう努めておく。
- ・カリウム対策のため、服用中の高カリウム血症改善薬等をわかりやすい場所に保管しておく。
- ・自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）用バッテリーの予備を非常用持出袋やリュックサック等と同一の場所に置く。
- ・使用中の透析液と医療材料、衛生材料をわかりやすい場所に保管しておく。

(ウ) [人工呼吸器・酸素供給装置を利用する者]

- ・緊急時（救急）対応について、家族や医療機関、酸素供給業者等と相談しておく。
- ・在宅酸素療法対象者は、かかりつけ医等に酸素の必要度等を確認しておく。
- ・濃縮酸素濃縮器や液体酸素ポンベは、火気から離れた場所に保管しておく。
- ・人工呼吸器装着者は、アンビューバック（蘇生器）・バッテリー・手動式吸引器等を準備しておく。
- ・携帯用酸素ボトルを非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく。
- ・ネブライザー使用者は、バッテリーの予備を非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく。

(エ) [特殊な治療材料を必要とする者]

- ・経管栄養剤を常用している者は、被災直後には経管栄養食を調整することができなくなる可能性があるため、内服薬はすぐ持ち出せるようわかりやすい場所に保管しておく。
- ・インスリン、抗がん剤等を必要とする者は、中断することができないため、使用中のインスリン等の薬剤、注射器、消毒用アルコールなどの医療材料をすぐ持ち出せるようわかりやすい場所に保管しておく。
- ・副腎皮質ステロイド薬を内服している者は、服薬を急に中断したままになると、急性の腎不全が誘発され生命の危険があることから、服薬を中断しないように内服薬等はすぐ持ち出せるようわかりやすい場所に保管しておく。
- ・抗けいれん薬を用いている者は、薬剤の中断により誘発されるけいれん発作は、通常の発作より重症化しやすいとされ、薬剤の中断、睡眠不足、過労は、けいれん発作の誘因とな

- ることから、内服薬等はすぐ持ち出せるようわかりやすい場所に保管しておく。
- ・抗パーキンソン病薬を用いている者は、パーキンソン病の治療に用いられるドパミン補充薬を急に中断すると、まれにパーキンソン症状が急速に悪化し、高熱、著明な発汗、筋肉のこわばりを主徴とする悪性症候群が誘発されることがあるため、内服薬等はすぐ持ち出せるようわかりやすい場所に保管しておく。

ウ 災害時のポイント

- ・地震が起きた場合には、慌てて無理な行動をとると、病状悪化等のおそがあるため、揺れが収まったら、安全な場所に移動し、援助・支援を待つ。
- ・絵図、記号や平易な表現など、障がいの特性に配慮した情報提供を依頼する。
- ・避難指示等が出された場合、できるだけ早く医療機関に連絡し、対処方法の指示を受ける。
- ・在宅酸素療法対象者は、酸素吸入を一端止め、火災の危険性がないことを確認する。
- ・火災が発生している場合には、酸素吸入を止めて、安全な場所へ避難する。
- ・避難する場合には、服用中の薬を必ず持参する。
- ・難病患者は、外見からだけでは分かりにくい面があることなどから、周囲の人に自らの身体状況や生活上の留意事項等を伝達し、必要な援助・支援を受ける。

【用語解説】

○民生委員

民生委員法に基づき、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査などの自主的な活動や福祉事務所などへの協力活動を行う民間奉仕者で、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねる。

○社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し活動する民間組織。都道府県、市町村を単位として設置されている。

○自主防災組織

災害対策基本法に基づき、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」とされており、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うもの。

○障がい種別

障がい者対策の基本的理念等を示す法律「障害者基本法」では、障がい者の定義を「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障がいには大別して「身体障がい」、「知的障がい」、「精神障がい」及び「その他の心身の機能の障がい」の4種類がある。

○要介護状態区分

介護保険法により、その介護の程度に応じて厚生労働省令で定める区分とされ、その基準は、病気やケガなどの症状が重いか軽いかということではなく、どのくらい介護の時間がかかるのかということで区分されている。

要介護1から要介護5となるにしたがい、介護を要する度合いが高くなる。

○難病

難病の患者に対する医療等に関する法律では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされており、このうち国が指定する指定難病（令和3年11月現在338疾病）の患者は、都道府県への申請により、認定基準を満たす場合に医療費助成が受けられる。

○療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

○療育手帳の判定

知的障がい(児)者が福祉サービス(障害年金・各種手当の支給等)を利用する時に必要な「療

育手帳」を発行する際に、都道府県若しくは指定都市が対象となる障がい(児)者の知的障がいの程度に応じて、認定区分を判定すること。

○情報セキュリティポリシー

組織内の情報セキュリティ(コンピューターシステムの安全性やデータの機密性を保つこと)を確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書。

○緊急ショートステイ

在宅で寝たきりや認知症等の高齢者を介護している家族が、病気やケガ、葬儀等により介護ができなくなった場合に、介護が必要な高齢者を一時的に市町村が委託した施設で家族に代わって介護する在宅福祉サービス。

○災害救助法の適用

いわゆる「災害救助法の適用」という文言については、厳密には、「災害救助法による救助を実施する」と表すべきであり、したがって、「災害救助法の適用基準」という文言も、「災害救助法による救助を実施する場合の要件」と表すべきであるが、いずれも、多年にわたり一般的に使用されている文言であるため、本書においてもこれらを使用する。

○在宅医療

治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるように、医師などが自宅等を訪問して看取りまでを含めた医療を提供するもの。

在宅医療の対象者は、病気やけがなどにより通院が困難な人で、退院後継続して治療が必要な人、又は自宅等での終末期医療を希望する人などで、具体的には、寝たきりの高齢者、神経難病患者、けがによる重度の後遺症のある患者、末期がん患者など。

○エコノミークラス症候群(深部静脈血栓症/肺塞栓症)

食事や水分を十分にとらない状態で、車などの狭い座席に長時間座って足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなり、その結果、血栓(血の固まり)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがある。

○生活不活発病

安静状態や体を動かさない状態が長く続くことにより、心身の機能が低下する症状。医学的には廃用症候群という。筋力や心肺機能が低下し、日常的な動作にも支障をきたすようになり、精神面でうつ状態になることもある。

【要配慮者支援に関する道の取組】

○医薬品等の確保

市町村から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか、医薬品等の調達について関係機関・団体に対し、要請又は斡旋を行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給する。

○災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

災害の急性期等において、専門的な訓練を受けた災害拠点病院等の医師及び看護師等で組織される災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地へ派遣し、迅速な応急処置等を行うことにより、被災者の救命等を実施する。

○災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

自然災害、犯罪事件及び航空機・列車事故等の大規模災害後において、精神科医師、看護師、業務調整員で組織される災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地へ派遣し、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を実施する。

○避難住民等の心のケア

精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健福祉相談等により、避難住民の心のケアを実施する。

○北海道災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣

大規模災害の発生時において、福祉専門職等で編成される北海道災害派遣福祉チーム（DWA T）を被災地へ派遣し、要配慮者の二次被害の防止を図るため、一般避難所等における要配慮者の支援や福祉施設等への人的支援を実施する。

○北海道災害派遣ケアチーム（DCA T）の派遣

災害救助法が適用される地震などの自然災害時において、被災地の市町村等から福祉避難所等に配置する生活相談職員の派遣要請を受けたときは、社会福祉施設等の専門職員により編成する北海道災害派遣ケアチーム（DCA T）を派遣し、要配慮者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を実施する。

○北海道地域づくり総合交付金：福祉環境整備促進事業

市町村が、障がい者、高齢者、妊産婦など行動上制限を受ける人々が自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会の拡大を図ることができるよう、北海道福祉のまちづくり条例（平成9年条例第65号）に基づき、既存の建築物、道路、公園等の公共的施設の改善、整備を行う場合に要する経費の一部を助成する。

○北海道地域づくり総合交付金：福祉避難所機能確保促進事業

市町村が、災害救助法に基づく福祉避難所となり得る様々な施設の管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するために必要とされる設備の整備、又は、当該施設における要配慮者の避難生活に必要な資材・器材の確保・備蓄等を行う場合に要する経費の一部を助成する。

○災害時における社会福祉施設等の相互支援協定

高齢者や障がい者が入所する施設などでは、大規模災害発生時に、個別の施設のみの取組だけでは限界があることから、入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援が実施できるよう、道と関係団体とで協定を締結している。

【Q & A】

市町村から照会の多い事項について、国から示された QA 等を整理したものです。

※一部の QA については、直近の災害対策基本法の改正以前に国から示されたものも含まれておりますので、適宜必要な読み替えをお願いします。

【索引】

- 第4 要配慮者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 1
- 第5 平時における取組
 - 1 避難行動要支援者名簿の作成等
 - (4) 要配慮者の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 2～Q 4
 - (5) 避難行動要支援者名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 5～Q 18
 - (6) 避難行動要支援者名簿の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 19～Q 20
 - (7) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供・・・・・・・・・・・・ Q 21～Q 39
 - 2 個別避難計画の作成等
 - (3) 個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等・・・・・・・・・・・・ Q 40～Q 43
 - (4) 個別避難計画の作成に必要な情報の把握・・・・・・・・・・・・ Q 44
 - (5) 個別避難計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 45～Q 62
 - (6) 個別避難計画の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 63
 - (8) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供・・・・・・・・ Q 64～Q 65
 - 4 要配慮者に対する避難所の整備
 - (2) 福祉避難所の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 66～Q 75
- 第6 災害時における取組
 - 1 発災時における避難行動要支援者名簿・個別避難計画の活用
 - (2) 避難行動要支援者の避難支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Q 76～Q 80

第4 関係

【Q 1】

避難行動要支援者、災害時要援護者、要配慮者、災害弱者等の類似の概念の用語が複数あるが、これらの用語の関係性はどうなっているのか。統一する予定はないのか。

【A 1】

災対法により定義された、特に配慮を要する者としての「要配慮者」、そのうち、災害発生時等に特に避難支援を要する者としての「避難行動要支援者」という表現を、使用することとしていく。

第5-1-(4) 関係

【Q 2】

災害対策基本法第49条の10第4項関係で、都道府県は、市町村から避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報提供の求めがあった場合、該当者への説明は必要か。

【A 2】

法律上は必要ない。

【Q3】

災対法第49条の11における、「避難支援等の実施に必要な限度」とは、具体的にどの程度なのか。

【A3】

災対法第49条の11における「避難支援等の実施に必要な限度」については、

- ・名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡
- ・防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供
- ・災害発生時又は発生のおそれがある場合の情報伝達や避難支援
- ・災害発生時の安否確認・救助等

などが想定され、その際には、必要に応じて、同条の規定に基づく市町村内部での名簿情報の利用を検討されたい。

【Q4】

要配慮者を把握することについて、市町村の福祉部局と防災部局で情報共有することになるが、平時から必ず情報を共有しなければならないのか。共有する情報の種類や避難支援の要否等については、市町村が決めることと解釈してよいか。

【A4】

災対法に定める個人情報の目的外利用は、あくまで避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度において内部での利用を認めるものであるため、その範囲において市町村でどのような情報が必要なのかを適切に御判断いただきたい。

災対法第49条の11第1項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を内部で利用できることとしており、義務ではないが、必要に応じて、適切な関係部局間で共有することを検討されたい。

第5-1-(5) 関係

【Q5】

避難行動支援指針に、都道府県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくこととの記載があるが、都道府県においても情報を保管することと解釈すれば良いか。また、バックアップ体制とは、具体的にどのようなものなのか。

【A5】

市町村の機能が著しく低下することも想定し、一つの方策として、都道府県との連携を示したもの。一般的には、条例等の規定により、個人情報の外部提供について、公益上相当の理由があり、地方公共団体に提供する場合には可能としているケースが多く、こういった規定を活用してバックアップ体制を構築することが考えられる。

【Q6】

避難行動支援指針では「同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではないこと。」とされているが、「対象範囲以外でも実態を踏まえながら市町村長が避難支援が

必要であると認める場合は対象とすることができる」とし、対象外の者についても柔軟に対応できるようにすることは可能か。また、この対応をもって「地域において真に重点的・優先的支援が必要と認めるものが支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること」に足りるとしてよいか。

【A6】

各市町村において、地域の実情を踏まえて必要と判断し、対象に加えることについては、特段問題ないと考えている。また、そのような対応を講じることは、「地域において真に重点的・優先的支援が必要と認めるものが支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること」に当たるものと考えている。

【Q7】

避難行動要支援者名簿については、災対法第49条の10第2項に名簿への記載事項があるが、第1項で地域防災計画に定めるところにより作成するものとなっていることから、地域防災計画で名簿への記載事項を減らしても構わないか。それとも災対法第49条の10第2項の名簿への記載事項は必須事項となるのか。

【A7】

災対法第49条の10第2項の名簿への記載事項は法定された必須事項となるので、名簿作成時は必ず記載されたい。

【Q8】

避難行動要支援者名簿の出力形式や管理方法の規定はあるか。

【A8】

出力形式については特段規定していないので、様式は任意であるが、情報が個々の部局にあるのではなく、集約して管理されているということが必要であると考えている。

【Q9】

災対法第49条の10第2項にある「避難支援等を必要とする事由」として障害等級を記載する必要があるか。

(避難行動支援指針に、名簿様式が記載されており、障害等級、要介護状態区分、療養判定等を記載する欄があるが、地域に提供する名簿として必ず必要な項目なのか。)

【A9】

「避難支援等を必要とする事由」とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいの種類及びその程度、要介護状態区分などの要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする理由の概要を指すものであり、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法等を的確に判断する上で必要となる情報である。

上記を踏まえ、市町村において障害等級を記載するか否かも含め、御判断いただきたい。

【Q10】

現在、民生委員の担当区ごとに名簿を作成している。自治体が決めた要件が記載されている名簿であれば、このような方法でも問題ないと理解してよいか。

【A10】

災対法第49条の10第1項で定める「避難行動要支援者名簿」の作成は市町村長の義務であることから、その要件を満たす形で市町村において作成するものである。

【Q11】

「手上げ方式」「同意方式」で名簿掲載対象者となっていた者だけを地域防災計画に規定し、災対法に基づく避難行動要支援者名簿として作成することは可能か。

【A11】

災対法第49条の10第3項等の特例規定に基づく個人情報の活用により、手を挙げた者（希望者）や名簿掲載に同意した者のみを対象とすることなく、要件を設定して名簿を作成いただくこととなる。

【Q12】

避難行動支援指針に名簿掲載対象者の例があるが、避難行動要支援者の定義、対象範囲は、各自治体の状況に応じて定めてよいのか。

（避難行動支援指針において「避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。」と記述されている。自ら避難できる者は、どういう人を指すのか。また、そのような人まで、名簿に登録する必要があるのか。）

【A12】

例えば、聴覚障がい者であっても、視覚的に必要な情報を取得できれば避難行動をするため判断すること及び実際に避難行動をとることが可能となる方もいる。避難行動要支援者に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

※要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として、①警報や避難指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定される。一方、避難支援の必要性については、例えば、同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無のほか、各市町村における浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況、災害関連情報の発信方法（緊急速報メール等の視覚情報での発信や外国語での発信など）等に着目して判断することが想定される。

【Q13】

国として避難行動要支援者の範囲を規定することは考えていないか。国が要件を示さないことで、自治体間で対象要件に差が出たとしても、市町村ごとの判断として理解してよいか。

【A13】

平成24年度に有識者や当事者、関係省庁等も入った中で取りまとめた報告書（「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」（平成25年3月））において、一つの例はお示ししているが、国として要件に関する統一の基準を設けることは考えていない。避難行動要支援者の要件については、各市町村の状況や予測される災害等を踏まえ、地域防災計画の中で規定していただくことになるため、各市町村間の判断に委ねることになる。

【Q14】

市町村で要件を設定するに当たり、避難行動支援指針に「形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組み」とあるが、これも要件とする場合、住民にどのように周知したらよいか。

【A14】

市町村においては、まずは形式要件に該当する方を避難行動要支援者名簿に掲載していただくことになるが、要件に該当しない方も名簿掲載者とする場合、従来の手上げ方式等も名簿登録対象者として地域防災計画の要件として定め、周知を図っていただきたい。

【Q15】

一番最初に名簿を作成するときには、名簿に掲載されることに対して同意を確認する必要があるか。

【A15】

名簿を作成するに当たっては、名簿掲載への本人の同意は不要である。

【Q16】

避難行動支援指針に記載されている避難行動要援護者名簿の記載事項については、事前に掲載対象者に対し記載内容を説明し同意を得た上で、施行後に関係機関へ共有することについて同意を得る等の確認が必要か。

【A16】

避難行動要支援者名簿の記載事項については災対法第49条の10第2項において定める法定事項であることから、事前に掲載内容について掲載対象者に同意を得ることについては義務とはしていない。

【Q17】

災対法第49条の10第1項は「当該市町村に居住する」と規定しているが、これは住民基本台帳への登録の有無に関わらず、実際に生活している者で、当該市町村の地域防災計画に定める避難行動要支援者に該当する場合は、避難行動要支援者名簿に掲載する必要があるか。

【A17】

災対法第49条の10第1項では「当該市町村に居住する要配慮者」は、住民基本台帳に記載されている当該市町村の住所に居住している住民だけでなく、講学上の住所であるか居所（人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接ではなく、生活の本拠というまでには至らない場所）であるかを問わず、当該市町村内に居住する住民が対象となるため、避難行動要支援者名簿に掲載いただくこととなる。

【Q18】

災対法第49条の10第2項の掲載事項として「電話番号その他の連絡先」とあるが、名簿掲載者が連絡手段を所持していない場合は空白でも良いか。

【A18】

「その他の連絡先」というのは、緊急連絡先となり得る、例えば近隣の親族や世話人、寮の管理人や

介護者等、名簿掲載者に災害情報や安否確認等のため、何らかの連絡が取れる連絡先を書いていただくものであり、必ずしも本人の所有する通信手段に限るわけではないので、何らかの連絡先等を記載していただく必要がある。

第5-1-(6) 関係

【Q19】

避難行動要支援名簿を適宜更新しとあるが、年何回程度の更新が妥当であるのか。

【A19】

避難行動要支援者名簿の更新頻度については、特定の期間を想定しているものではないが地域の実情を踏まえ、適切なタイミングで適時更新していただくよう、各市町村において判断していただきたい。

【Q20】

避難行動要援護者名簿の更新について、対象者の転居等に合わせて更新することは、行政としては情報を持っていても、適時反映させることは難しいが、どのように対応すればよいか。

【A20】

死亡、転居等の把握はリアルタイムで把握可能だが、入所・入院等はリアルタイムで把握することは難しいため、1年や半年等に1度の期間で名簿情報を更新する際に反映していただくことがよいのではないかと考えている。

第5-1-(7) 関係

【Q21】

災害が発生した後の限られた時間に、迅速性を求められる中で、不同意者も含めた名簿情報の提供や利用を行うことは困難であるため、平時から利用ができるよう制度設計すべきでないのか。その上で、個人情報の取扱いに関する取り扱い方針（提供者や提供を受ける方の責務や日頃からの取組体制など）を定めるべきでないか。

【A21】

平時からの名簿情報の提供は、いざという時に実効性の高い避難支援が行われるよう準備しておくことを目的としたものである。一方で、災害に対する事前準備の必要性については、それぞれの避難行動要支援者によっても認識が様々であり、いつ起こるかわからない災害の発生のために心身の障がいなどを近隣の住民に知られるよりは、日々の生活の平穏を優先することを望まれる方も想定される。このため、平成25年の法改正において、平時からの名簿情報については、避難行動要支援者本人の同意を原則としつつ、同時に、同意が得られた者の名簿情報について、個別の避難支援の準備に資するよう、地域の支援者に確実に提供することを義務付けたものである。

【Q22】

避難行動要支援者対象者全員に郵送で同意確認を行う際、返信がない場合に不同意として扱うの

か、市とし連絡を取り続けるのか。 また、例えば不同意者のみに意思表示をしていただき、返事がなかった人も同意したとみなすことは可能か。

【A22】

「同意」「不同意」の判断について、各市町村として説明責任が果たせるよう、方法や様式等を工夫して対応いただきたい。

【Q23】

同意を取る作業は、市町村職員が直接又は郵送等で確認するとのことであるが、市町村の負担が大きいため、民生委員等に依頼することは可能か。

(民生委員が高齢者の自宅を訪問し、説明をした上で自主防災組織等に情報を提供することに同意を取っているが、そのような形は今後、認められないか。)

【A23】

名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡については、災対法第49条の11第1項に基づき、市町村が直接実施する必要がある、民生委員等に依頼することはできない。

災対法第49条の11第2項に則り、市町村が名簿情報を外部提供するに際しては、本人同意を得た上で提供することとなり、これは民生委員であっても同様である。ただし、施行通知にあるように、条例等による特例措置を設けている場合には、改めて本人の同意を得ることは要しない。そのため、市町村においては郵送等により直接同意の確認を行っていただくよう、様式を含め、工夫していただきたい。

【Q24】

過去に民生委員には、本人の同意を得ることなく名簿情報を提供できることについて審議会の承認を得ているので、民生委員に名簿情報を提供し、「他の避難支援等関係者に提供することの同意」を頼むことは可能か。

【A24】

特例規定は「本人の同意なく、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを定めた条例等」である。同意の取得は市町村が行う業務であり、外部提供は同意を得てからになるので、民生委員も例外ではない。

【Q25】

同意確認は名簿更新のたびに実施しなければならないか。

【A25】

避難行動支援指針の様式例等も参考に、名簿更新時の本人の同意確認について、その具体的な方法を各市町村で御検討いただきたい。

【Q26】

作成した名簿については、外部提供の同意が得られた方については全て提供することになるのか。

【A26】

外部提供に同意を得られた名簿情報については、災対法第49条の11第2項に基づき、避難支援等関

係者に提供することが市町村の義務となる。

【Q27】

災対法では市町村が直接、名簿情報を社協や民生委員等に提供することとなっているが、社協を通じて民生委員等に提供することは可能か。

【A27】

市町村から避難支援等関係者に対して、直接名簿情報を提供することとなる。

【Q28】

作成した名簿を提供をするにあたっては、受け取りを拒否する人や、自治会、自主防災組織がある。受け取れない理由は、災害時に避難行動要支援者への対応ができないという回答や名簿だけもらっても管理しきれないとのことである。平成 25 年の法改正を踏まえ、提供を推進するが、受け取りの義務は法の中には示されていない。強制力があつた方が市町村としては進めやすいという考え方もあるが、名簿の提供を進めるにあたっての考え方を伺いたい。

【A28】

避難行動要支援者名簿の提供を受け、実効性のある避難支援等の実施が見込まれる団体や個人について、その理解と協力を得た上で、避難支援等関係者に位置付け、避難行動要支援者名簿の提供を行っていただきたい。

【Q29】

介護事業者、自主防災協議会、防災士などを避難支援等関係者（名簿情報の提供先）として考えてよいか。

【A29】

避難支援等関係者として誰を位置付けるかは、各市町村で異なると考えており、一律に規定はしていない。各市町村で適切と考える団体や個人を地域防災計画において避難支援等関係者として位置付けていただくことで名簿情報の提供先とすることが可能となる。また、その役割等は、各市町村で相談し、適切に判断していただきたいと考える。

【Q30】

民生委員等の他、自治会に名簿情報を提供している。現在は、自治会に秘密保持に関する誓約書を書いてもらっている。ただし、一部の自治会から、「依頼されてやっているのに、何で誓約書を要求されるのか」との意見が出ていた。平成25年の法改正により、自治会に対し、改めて誓約書をとらなくてよいとの解釈でよいか。

【A30】

平成 25 年の法改正により、「名簿を利用して避難支援等の実施に携わる者」に対し、法律に規定する秘密保持の義務がかかる。ただし、本規定が誓約書を取る・取らないを規定するものではなく、貴市町村において災対法第 49 条の 12 の名簿情報を提供する場合の配慮として必要かを判断していただきたい。

【Q31】

名簿情報の提供について、平成25年の災対法改正にあたって関係省庁との調整は行っているのか。例えば、警察等にこれから話を持って行った場合に、協力が得られるかどうか。

【A31】

平成25年の改正法の内容については、政府内関係省庁と協議・周知の上で進めている。ただし、実際に警察等を避難支援等関係者に定める場合には、各市町村においても調整の上、進めていただきたい。

【Q32】

秘密保持義務について、災対法第49条の13に罰則はあるか。

【A32】

名簿情報の提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関、警察機関等には地方公務員法の中で罰則が設けられている。一方で、自主防災協議会の構成員など、職務でなく、善意に基づく無償の協力者に、名簿情報の受領等で過度な心理的負担を課すことは、共助支援の裾野を広げる考えに反するので、守秘義務違反の罰則は設けていない。ただし、この場合においても、名簿情報が漏えいして、例えば、民事上の損害賠償が提起された場合には、災対法第49条の13の義務違反が不法行為の認定根拠となり得るので留意していただきたい。

【Q33】

名簿情報の漏えい防止については、災対法第49条の12だけで十分な対応と考えているか。

【A33】

災対法第49条の12は、名簿情報を提供する場合の取扱いについて、名簿情報の受領者に対する守秘義務（災対法第49条の13）と両輪をなすものとして、市町村長に対し、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じることを名簿情報の提供先に対し求めるなど、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けたものであり、これによりその適正管理に万全を期するものである。

【Q34】

同意の取得を、業務委託契約により民生委員やNPO、事業者等に依頼することは可能か。

【A34】

災害対策基本法第49条の11第1項は、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が名簿情報を内部利用できるよう規定しており、内部において具体的に想定される名簿情報の利用用途として、名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡等がある。この内部利用は、地方自治法第158条第1項の規定により市町村長の権限に属せられた事務を分掌させるために設けられた「内部組織」の間での相互利用を指すものであり、各市町村において具体的にどの機関が内部組織に該当するかは、例えば、当該市町村の個人情報保護条例に規定する「実施機関」の区分において、市町村長とは別の実施機関として列挙されている主体については、内部組織に含まれないと解するのが適当と考えられる。そのため、業務委託という形式が可能かどうかは災対法で判断できるものではなく、あくまで、各市町村の組織規

定、個人情報保護条例等を勘案して判断いただくものである。

【Q35】

郵送によって、避難行動要支援者本人に対し、名簿の外部提供に関する同意を確認する際、「返信がない場合には、同意とみなす」という、いわゆる「逆手上げ方式」を採用することは可能か。

【A35】

避難行動支援指針にもあるように、「本人が実質的に同意していると判断できること」が重要であり、実施主体たる市町村において、本人が同意していると判断できるよう、その方法を含め整理していただく必要がある。（いわゆる「逆手上げ方式」が適法かどうかを判断するものではない。）

【Q36】

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者が平時から避難支援等の応援を求めるために、本人の同意を得た上で、地域防災計画に定めていない地域の支援者に名簿情報を再提供することは可能か。

【A36】

避難行動要支援者名簿の提供は、原則として、市町村が本人から同意を得て、地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供するものである。一方で、避難支援等の応援を得ることを目的に、避難支援等関係者が、本人の同意を得た上で、災害が現に発生していない平時から地域防災計画に定める避難支援等関係者でない者に名簿情報を提供することについては、市町村の個人情報保護条例等の規定に則り判断して頂くことになる。なお、その場合には、こうした提供先には災対法第49条の13の秘密保持義務が課せられないため、個人情報の取り扱いを巡り、要支援者との間で何らかのトラブルが生じないよう、十分に注意していただきたい。

【Q37】

重度の認知症や障がい等で理解が困難な人については法定代理人から同意を得ることができると理解しているが、ある程度進行した認知症などで理解が不十分になるとみられる人について、同居の家族等から同意を得ることも可能か。

【A37】

避難行動支援指針で、重度の認知症等で判断能力が十分でない人については、親権者や法定代理人等から同意を得ることも差支えないとしている。この「親権者や法定代理人等」は、特定の者を想定しているわけではなく、同居の家族等を含め、本人の利益を守る観点から実質的に判断できる者であれば、避難行動要支援者本人に代わり、同意・不同意の判断を行う主体として差支えないものと考えている。

【Q38】

名簿情報の外部提供に係る本人の同意の意志確認については、民生委員等に委任できないとのことだが、民生委員等に協力をお願いできることについて教えてほしい。

【A38】

民生委員等の協力を得ることのできる範囲として、日ごろの活動や業務等の中で接することのでき

る「要配慮者」（やその家族等）に対して、制度周知等を行うことが考えられる。民生委員等が、高齢者等の「要配慮者」を訪問した際に、市町村から名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を求める文書が郵送されてくる場合があること等についての周知や、避難行動要支援者名簿制度について不明な点や趣旨の説明（※）、名簿情報の外部提供に同意することによるメリットの説明等を行って頂くことが考えられる。

（※）市町村に対して詳細説明を求めることもできることについての周知を含む。

これらの活動により、①避難行動要支援者が、市町村から、名簿情報を平時から避難支援等関係者に提供することについての同意の意思確認に係る連絡を受けた際、十分な制度趣旨の理解に基づき、同意するかどうかの選択ができることとなり、回答率や同意率の向上が図られること、②市町村が、名簿への掲載要件として、自ら名簿への掲載を求めた者も含むことを地域防災計画に規定している場合には、名簿掲載の形式要件から漏れてしまった方で、避難支援を必要とする方が、そのことを理解した上で自ら名簿への掲載を求めるきっかけを提供することが可能となることなどが期待される。

【Q39】

平時からの名簿情報の外部提供について同意していない人の名簿情報の災害発生時の外部提供について、災害発生時は行政の機能が一時的に麻痺し、迅速に名簿情報を外部提供することが困難となることも考えられるため、平時にあらかじめ封をした状態で避難支援等関係者に名簿を渡しておき、災害時に封を開けてもらうことで外部提供とし、避難支援等にあたってもらうこととしても良いか。

【A39】

災害発生時の名簿情報の提供の方法について、災害発生時に適切に避難支援等関係者に情報提供できるよう、市町村において地域の実情等を踏まえ判断していただきたい。

第5-2-(3) 関係

【Q40】

地域防災計画に規定しないと、個別避難計画の作成作業（要支援者との面談等）に着手することができないのか。

【A40】

早期に個別避難計画の作成や更新の実務に着手することが重要と考えます。条例や地域防災計画等が手続き的に完成（施行等）していない場合でも、取組内容が実質的に定まったときは、実施できることから取組の開始が考えられることに留意して取り組まれるようお願いいたします。

【Q41】

地域防災計画に個別避難計画のどこまでの事項を掲載する必要があるか。改正法条文案第四十九条の十四第三項の個別避難計画の記載事項等まで明確に掲載する必要があるか。

【A41】

内閣府として地域防災計画に記載することが必須と考えている事項は次のとおりです。

- ・個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- ・避難支援等関係者となる者

- ・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - ・個別避難計画の更新に関する事項
 - ・個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
 - ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
 - ・避難支援等関係者の安全確保
-

【Q42】

今までの指針で記載していた「全体計画」の位置づけはどうか。

【A42】

従来は、全体計画の策定が適当であるとしていましたが、全体的な考え方として、避難行動要支援者名簿の作成・活用方針等や、個別避難計画の作成・活用方針等が整理されていれば、必ずしも「全体計画」という名称の計画がなくてもよいと考えます。既に全体計画を作成している自治体においては、当該全体計画の見直しにより対応することでも差し支えありません。

【Q43】

具体的な個別避難計画作成に向けた取り組みとしては、①個別避難計画作成について地域防災計画に反映②優先度の高い災害時要支援者の選定③概ね5年以内に作成を目途とした計画的な個別避難計画の作成(同意を得られなかった者を除く)という認識で問題ないか。

【A43】

ご指摘の点は必要な取組ですが、詳細については、改定した取組指針を参照として個別避難計画の作成に取り組んでください。

なお、作成の同意については次の点に留意願います。

○ 第49条の14第1項ただし書きの規定は、個別避難計画の作成に避難行動要支援者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことから、市町村長の当該避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務はかからないこととしたものです。

同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要があると考えます。また、改正法第49条の15第4項に基づき、当該避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をする必要があります。

同意を得るためには、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながる可能性があることに留意願います。

第5-2-(4) 関係

【Q44】

要支援者名簿及び個別避難計画の作成等におけるマイナンバー情報の活用の具体的な内容（イメージ）について

【A44】

避難行動要支援者名簿の運用開始から6年が経過し、99.2%の地方公共団体で名簿の作成が完了し、普及が進んできており、今後は、名簿に掲載された情報を随時更新していく作業が重要です。

名簿に記載する情報は、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先に加え、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項とされており、「避難支援等を必要とする事由」のうち、

- ・視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいの種類及びその程度
- ・要介護区分

などの情報については、市町村や都道府県の福祉部局等が保有する情報であって、マイナンバーに紐づけられた情報であるケースが多いことから、このような既に名簿に掲載され、対象となる個人が特定された避難行動要支援者の情報の更新にあたり、マイナンバーを活用することにより、市町村の事務の負担軽減及び効率化につながることであります。

また、個別避難計画の記載事項は、名簿の記載事項に加え、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項等としており、個別避難計画の作成・更新にあたっては、名簿の更新と同様の理由で、マイナンバーの活用が有効です。

加えて、マイナンバーの活用により、名簿や個別避難計画への記載等した事項の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人にとっても、迅速に避難支援等の提供を受けることが可能となります。

上記を踏まえ、今般、番号利用法の別表第一（個人番号を利用可能な事務を定めたもの）及び同第二（複数機関間における情報連携の対象とする事務・情報を定めたもの）を改正し、上記の障がいの種類及びその程度、要介護区分等の情報をマイナンバーに紐づく情報として活用できることとしたものです。

なお、個人番号を含んだ名簿情報及び個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第19条各号に該当する場合がありますが、個人番号を含まない名簿情報及び個別避難計画情報は外部提供できるとに留意が必要となります。これは、紙媒体・電子媒体を問わず留意が必要です。

第5-2-(5) 関係

【Q45】

自主防災組織等が作成している個別避難計画を市町村が引き継ぐことはできるのか。その場合はどのような手続きが必要になるのか。

【A45】

これまで「個別計画」、「個別避難支援計画」、「支援プラン」、「避難支援プラン」、「災害時ケアプラン」等の名称で個別避難計画に類する計画を作成していた市町村については、当該計画の内容が、改正された災害対策基本法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて個別避難計画を作成する必要はありません。ただし、この場合においても、個別避難計画の作成方法等について地域防災計画に位置付ける必要があるためその旨留意してください。

要すれば、個別避難計画は、地域防災計画の定めるところにより作成することとされているため、自主防災組織等が作成している個別避難計画を市町村長が作成したものとすることを、地域防災計画に定める手続きをとることも考えられます。地域の状況に応じてご検討下さい。

なお、提出された個別避難計画は、避難支援等実施者や避難先などの法定事項のほか市町村が地域防災計画で定める事項について、個別避難計画の作成主体である市町村が必要な記載等に漏れがないかを確認することが必要です。

【Q46】

既存の計画がある場合は、法改正後の計画とすることができるとの説明があったが、避難行動要支援者の同意及び説明を必要としないのか。

【A46】

これまで「個別計画」、「個別避難支援計画」、「支援プラン」、「避難支援プラン」、「災害時ケアプラン」等の名称で個別避難計画に類する計画を作成していた市町村については、当該計画の内容が、改正された災害対策基本法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて個別避難計画を作成する必要はありません。ただし、この場合においても、個別避難計画の作成方法等について地域防災計画に位置付ける必要があるのでその旨留意してください。

既存の計画の取扱いは上記のとおりですが、これを災害対策基本法に基づく個別避難計画として位置付ける場合には、避難行動要支援者への周知の観点から、何らかの説明をすることが適当と考えられます。

【Q47】

改正災対法第49条の14第1項ただし書きについて、平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意が得られた避難行動要支援者の個別避難計画を、本人の同意を得ずに作成した場合、その個別避難計画の扱いはどうなるのか、ご教示願いたい。避難支援等関係者に提供は出来ないが、個別避難計画は作成したとしてよろしいか。

【A47】

どのような事情で御質問にあるような御対応をするのかわからないので、一概にはお答えすることは難しいところですが、個別避難計画の作成は同意を得て行うことが基本と考えます。

なお、平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供について避難行動要支援者の同意を得られた場合には、市町村が個別避難計画の様式にあらかじめ当該避難行動要支援者に係る情報を記載した上で避難行動要支援者本人に示し、本人が確認し、個別避難計画の作成の同意を得た上で、必要に応じて訂正や追記等を行うことにより個別避難計画を作成することはできます。

【Q48】

改正災対法第49条の14第1項について、個別避難計画には、市町村が作成するものと、避難行動要支援者本人が作成するものがあるが、後者も改正災対法第49条の14第1項にいう個別避難計画であると解して良いか。

【A48】

避難行動要支援者本人が記入して市町村に提出された個別避難計画は、避難支援等実施者や避難先などの法定事項のほか市町村が地域防災計画で定める事項について、個別避難計画の作成主体である市町村が必要な記載等に漏れがないかを確認することが必要です。市町村に提出する際に外部提供の同意を

併せて確認することが適当です。

市町村が地域防災計画で定めた必要な情報が記載されていることを確認できた場合には、個別避難計画は、市町村が作成の主体となっている避難行動要支援者の個別避難計画として取り扱います。

【Q49】

改正災対法第49条の14第1項について、本市では、地域の実情に応じた、実効性のある個別避難計画を作成するため、避難支援等関係者が主体となった作成を促進している。この場合、改正災対法第49条の14第1項にいう個別避難計画としてよろしいか。

【A49】

避難行動要支援者本人の家族や町内会・自治会、自主防災組織等が記入を支援し、市町村に提出された個別避難計画は、避難支援等実施者や避難先などの法定事項のほか市町村が地域防災計画で定める事項について、個別避難計画の作成主体である市町村が必要な記載等に漏れがないかを確認することが必要です。市町村に提出する際に外部提供の同意を併せて確認することが適当です。

市町村が地域防災計画で定めた必要な情報が記載されていることを確認できた場合には、個別避難計画は、市町村が作成の主体となっている避難行動要支援者の個別避難計画として取り扱います。

【Q50】

改正災対法第49条の14第1項において、個別避難計画の作成が市町村長の努力義務とされるが、ただし書き以降で、避難行動要支援者本人の同意が得られない場合は、努力義務がかからない、となっている。

これは、平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し、同意を得ると同じく、個別避難計画の作成についても同意を得ることを要す、すなわち、同意が得られなければ、個別避難計画を作成しなくても良い、と悪意を持って読めば読めなくはない。

改正の趣旨はそうではないと思うが、ただし書き以降の意図をご教示願いたい。

【A50】

災害対策基本法第49条の14第1項ただし書きの規定は、個別避難計画の作成に避難行動要支援者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことから、市町村長の当該避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務はかからないこととしたものです。

同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要があると考えます。また、改正法第49条の15第4項に基づき、当該避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をする必要があります。

同意を得るためには、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながる可能性があることに留意すべきものと考えます。

【Q51】

改正災対法第49条の14第1項ただし書きについて、平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供に同意が得られた避難行動要支援者から、さらに個別避難計画作成に係る同意を得る必要がある

のはなぜか、ご教示願いたい。

【A51】

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者名簿に記載された情報に加え、避難支援等に必要の情報として、市町村の判断により、元々市町村が把握していない個別具体的かつ個人的な情報（例えば、介助方法や既往歴）も記載することとなるため、これらの情報の収集に当たり、対象となる避難行動要支援者の同意を要することとしたものです。

【Q52】

同意について、要支援者の中には、制度を理解できない方もいると思われるため、どのように同意を取ればいいのか。

【A52】

要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることで差し支えないものと考えられます。

【Q53】

要支援者名簿登載および個別避難計画作成の同意の有無に関わらず、避難支援が必要な住人は数多くいるが、同意のない方への対策を考えているのか。

【A53】

避難支援等を行うため、

- ・平時においては、第49条の11第2項及び第49条の15第2項の規定に基づき、条例に特別の定めを置くことにより、名簿情報や個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供することが可能とされています。
- ・災害時においては、本人の同意を得ることを要しないとされています。

また、作成に同意しないなど個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、必要な配慮を行うことが第49条の15第4項において定められており、次のような仕組みを整えておくことが考えられます。

想定される配慮の例としては、名簿情報の外部提供に係る避難行動要支援者本人の同意又は条例に特別の定めが、

[ある場合]

- 平時から、市町村は、避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿を提供

[ない場合]

- 平時においては、市町村は、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡し、避難支援等を準備
 - 災害時には、事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施
- ・なお、名簿に記載等することに関し同意を得る仕組みとはなっていないところです。
-

【Q54】

個別避難計画の作成に同意していても、避難を支援する人が見つからない場合はどうするのか。

【A54】

- 個別避難計画を作成する準備段階において、事前に避難支援等実施者の候補者が見つからない場合も、関係者が一同に会する地域調整会議等の場を活用するなどして、避難支援等実施者が見つかるよう継続した取組をお願いします。
- なお、災害対策基本法第49条の14第3項においては、個別避難計画には避難支援等実施者の氏名等を記載することとなっており、氏名欄が空白のものは、個別避難計画を作成中といった扱いになると考えております。

まずは段階的にでも個別避難計画の作成に着手することが重要です。

避難支援等実施者の氏名が記入されていない場合でも、避難先の確認等一定の効果はありますが、避難の実効性を高めるため、引き続き避難支援等実施者が記入されるよう取組をお願いします。

<参考>

- 個別避難計画の作成が十分に進んでいない市町村等においては、特に必要な内容に絞って記載して作成することから始め、更新の機会等を活用して記載する内容の充実を図る方法も考えられる。

(令和3年通知第一Ⅱ1(2)③)

- 市町村の避難を支援する者の選定に関する考え方は、地域の実情、地域での検討結果を踏まえた内容とすることが必要です。避難を支援する者を確保するためには、地域住民や消防団、自主防災組織等と要支援者をマッチングし、平時からの関係づくりを促すことなどが重要です。この際、地域に事業所や宿舍等を有する企業等も、避難支援等実施者や避難支援等関係者として協力を得ることも考えられます。

- 避難を支援する者が支援を引受けやすくなるよう、避難を支援する者の負担感を軽減するための取組が必要です。

《想定される取組の例》

- ・避難支援等実施者は、組織や団体も記載等することができることとしております。
- ・個々の支援者の体力や状況等を踏まえ、複数人で役割分担し避難の支援を実施することも考えられます。

※複数人で役割分担をする場合、それぞれが、避難を促すための本人等への電話での連絡や安否確認、避難支援など一部支援を実施し、全体として適切な避難支援等とすることが考えられます。

※複数人で役割分担し避難の支援を実施することにより避難を支援する者の負担感の軽減が期待されます。

※地域の社会資源を最大限に活用する、また、共助の力（高齢者や障がい者等にも役割がある、果たすことができる。）を引き出すことにもつながります。

- ・地域における支援者の輪を広げる取組として、地域の避難訓練等を通じて、同じ地区内に住む避難行動要支援者の支援を近隣住民が経験してもらうことも大切です。
- ・避難行動要支援者が寝たきりの場合など、心身の状況により避難支援等に困難を来す場合については、あらかじめ近隣の介護施設等の福祉事業者による支援について調整しておくことも考えられます。

【Q55】

個別支援計画の作成にあたって、委託できる範囲を具体的に示してほしい。

【A55】

個別避難計画の作成について、災害対策基本法においては、委託に関する特段の定めがなく、明確に委託が可能な範囲をお示しするのは困難です。

個別避難計画の作成は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要があり、作成の実務として、当該市町村における関係者間での役割分担に応じて作成事務の一部を外部に委託することも考えられます。その場合であっても、市町村は、個別避難計画の作成主体として、適切に役割を果たすことが必要と考えます。例えば、市町村内の関係部署の連携や、優先度を判断するための要件の決定といった市町村が責任を持って判断すべきこと、そのほか個別避難計画の制度運営そのもの、制度の根幹に関わるものについては委託を行うことは不相当と考えます。

【Q56】

個別支援計画作成に向けた交付税措置の対象となる業務の詳細は何か。

【A56】

個別避難計画の作成に際しては、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただけるようお願いいたします。作成のための経費は、これまでの事例等から福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定しています。

これらを踏まえ、個別避難計画の所要経費については、令和3年度新たに地方交付税措置を講ずることとされています。

なお、地方交付税は、制度上、その用途は必ずしも限定されません。

【Q57】

優先度の高い人が全国で250万人と想定されていますが、具体的な算定方法について教えてください。

【A57】

要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級・2級等を所持する身体障がい者や重度以上と判定された知的障がい者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居又は夫婦二人暮らしの者などとなりました。これは、内閣府が全国マクロで推計するために想定したものです。

各市町村では、このような優先度が高いとそれぞれの市町村が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、法改正施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただけるようお願いいたします。

【Q58】

一人あたり7,000円程度を要するとの説明があったが、積算内訳を教えてください。

【A58】

内閣府においては、作成費用を全国マクロで推計するに当たって、作成費用は、これまでの事例等から福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定したものです。

【Q59】

計画を更新する場合も、地方交付税措置がされるのか。

【A59】

地方交付税の用途は限定されないため、個別避難計画の更新費用に充てても構いません。

【Q60】

優先度の高い避難行動要支援者と地方公共団体が判断し、福祉専門職の参画があれば、すべて地方交付税措置の対象となるのか。福祉専門職に関わってもらわなければ、交付税措置の対象にはならないのか御教示願いたい。

【A60】

交付税の用途については、地方交付税法において次のとおり定められています。「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」

このため、おたずねの点については、地方公共団体で御判断いただく事項となります。

【Q61】

毎年新規作成対象者が出てくる。交付税措置はどのくらいの期間を想定しているのか御教示願いたい。

【A61】

地方交付税は、毎年度、予算編成を経て措置されるものであるため、将来のことについて、現時点でお答えすることは困難です。

なお、内閣府においては、優先度の高い避難行動要支援者について、おおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えています。

【Q62】

現状、避難支援に関わる関係者のうち、自治会（自主防災会）、民生委員は原則無報酬である。一方、消防団員は、年間報酬のほか、出動手当もある。福祉専門職は、今回の素案で報酬・経費7千円相当が示されている。自主的活動の枠を超え、ある程度の責任のある支援活動を内閣府から要請されており、負担が増えることが明白であるにも関わらず、特に活動の主体となるであろう自治会や民生委員には、原案では報酬がない。地域性はあるにしても、一般的な活動負担・報酬の公平性の考え方を整理して示すべき。

【A62】

個別避難計画作成のための経費について、内閣府が全国マクロで推計する際に、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定したものです。

令和3年度新たに措置された地方交付税措置は、普通交付税であり、一般財源となるため、各市町村においては、地域の実情を踏まえて、予算化していただくこととなります。このプロセスを通じて、地域の実情に応じて、自治会や民生委員に対して支出していただくことも可能となっています。なお、福祉専門職、民生委員、自治会などの個別避難計画への関わりは多様であることから、国として一律に負担・報酬の在り方を示すことは馴染まないものと考えます。

なお、民生委員法等の災対法以外の法令や貴方の条例との関係においての問題の有無については、内閣府では判断いたしかねますこと念のため申し添えさせていただきます。

内閣府においては、作成費用を全国マクロで推計するに当たって、作成費用は、これまでの事例等から福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定したものです。

第5-2-(6) 関係

【Q63】

計画の更新頻度に基準はあるのか。

【A63】

- 避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要です。
また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新をお願いします。
- 更新の考え方（更新の契機、更新が必要となる事情の変更、更新の周期など）に関しては、名簿と同様に地域防災計画において定めることが適当と考えます。
- 市町村や避難支援等関係者等の負担も考えつつ、地域における作成状況・取組の進捗状況を踏まえ、適時適切に更新がなされるようにすることが重要です。
- 更新に当たっては、次のような方法も考えられます。
 - ・【市町村支援による個別避難計画】を本人・地域が更新する方法
 - ・【本人・地域記入の個別避難計画】を市町村支援によって更新する方法
- 適時適切に更新がなされるようにするために、各市町村の実情を踏まえて更新の考え方を地域防災計画等で示している具体例としては、次のようなことが考えられます。
 - ・更新の契機
 - 本人、家族の申し出（意向、申出、届出）
 - 平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認
 - 自主防災組織や自治会を通じて点検を呼びかけ
 - ・更新が必要となる事情の変更
 - 避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）
 - 災害時の情報伝達（緊急連絡先、情報伝達手段等）
 - 避難誘導等（避難支援等実施者、避難先、移動手段等）
 - ・更新の周期
 - 本人又は支援者から変更の届出があった場合に随時修正
 - 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う
 - 年1回（年1回以上、年1回程度、毎年などのバリエーションあり）

第5-2-(8) 関係

【Q64】

個別支援計画を作成するにあたって、避難行動要支援者名簿の情報を、介護事業者や移送を行う事業者等に提供しても良いか。

【A64】

災害対策基本法第49条の11第2項の避難支援等関係者として位置付けることにより、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者名簿の情報を提供することが可能となります。

【Q65】

秘密保持義務には罰則規定はないということでしょうか。

【A65】

第49条の17の秘密保持義務への違反については次のとおりです。

- 個別避難計画情報の提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関や警察機関、自衛隊等の職員については、地方公務員法等において秘密漏えいに関する罪が設けられており、仮にこれらの者が個別避難計画情報を外部に漏えいした場合には、これらの法令に基づき所要の罰則が課せられます。
- 一方、自主防災組織の構成員など、職務としてではなく善意に基づき無償で避難支援等に携わる民間人については、個別避難計画情報の受領について過度な心理的負担を課し、「共助」による避難支援等の裾野自体を限定的なものとするものがないよう、本法では守秘義務違反に対する罰則を設けていません。

ただし、この場合においても、個別避難計画情報が漏えいし、民事上の損害賠償訴訟が提起された場合には、本条の義務違反が不法行為責任の認定根拠となり得るのでその旨留意してください。

第5-4-(2) 関係

【Q66】

市町村が「福祉避難所を指定」した場合、その福祉避難所は、「指定避難所の中の一つとして位置づけ」られ、災害対策基本法第49条の7に基づき、市町村は、その旨を道に通知するのか。

【A66】

福祉避難所は、指定避難所として位置づけられ、市町村は、法に基づき道に通知することになる。

【Q67】

当該市町村としては、福祉避難所を指定したが、災害発生時に、対象外の住民が間違えて避難する恐れが高いため、混乱を避けるため、事前には公表しないこととしたいが可能か。

【A67】

福祉避難所は、指定避難所として位置づけられるため、法に基づき公表する必要がある。また、同時に福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者は対象としない旨、あらかじめ周知徹底願いたい。

【Q68】

小学校等の体育館を一般の指定避難所として指定しているが、同じ校内の「保健室」や「畳のある和室」など、要配慮者への支援が行いやすい空間を、福祉避難所として指定することは可能か。

【A68】

福祉避難所の要件を満たしていれば、指定避難所として指定した学校等の一部を福祉避難所として指定することは可能である。福祉避難所を指定した場合は、その旨住民に対しても周知されたい。

【Q69】

避難所運営の支援は、基本的に市町村がするものだが、例えば、民間の施設である福祉避難所の環境整備は、誰が責任者になるのか。

【A69】

災害対策基本法86条の6、7関係で努力義務の主体として規定されている「災害応急対策責任者」には、施設の管理者も含まれることから、市町村と連携し環境整備に努めていただきたい。

【Q70】

福祉避難所設置のために要した費用は、災害救助法の対象となると聞いているが、その範囲は。

【A70】

福祉避難所の設置のために加算される費用は、一般的には、次に掲げることを行うために必要な当該地域における通常の実費が考えられるとされている。

- ① 対象者の特性に配慮し、生活しやすい環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借り上げに必要な経費（工事費を含む。）であって、避難所の設置のために支出できる費用で不足する経費
 - ② 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費
 - ③ 概ね10人の福祉避難所対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費
- ※ただし、発災後に生じた経費が対象であり、予防的に平時に行ったものについては、災害救助法による国庫補助の対象にはならない。
-

【Q71】

福祉避難所の周知については、現在もホームページで周知しているところであるが、設備内容等詳細な施設情報までは周知していない。例示されている収容人数等は必ず周知すべき事項なのか。

【A71】

指定避難所を指定した際における住民への周知については、法令上特定の方法・内容を義務付けているものではなく、各市町村における運用に委ねられている。避難所取組指針で示している例示（周知を義務付けるものではない）等を参考に、地域における実情等を踏まえ、具体的にどのように周知を図っていくかについて、各市町村において御検討いただきたい。

【Q72】

福祉避難所は指定避難所の一つとして位置づけられているが、その指定避難所としての基準は施行

令第20条の6第1号から第5号までの全ての要件を満たしていなければならないのか。また、そうである場合、同条第3項の「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」というのはどの程度を指すのか。

【A72】

- ① 指定避難所として福祉避難所を指定するに際しては、施行令第20条の6第1号から第5号までの全ての要件を満たす必要がある。
 - ② 同条第3号の「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」については、二次避難を避けるべきとの観点から、例えば
 - ・水防法に規定する浸水想定区域
 - ・土砂災害防止法に規定する土砂災害警戒区域
 - ・津波防災地域づくり法に規定する津波災害警戒区域等の個別法における指定区域や、個別法に基づくことなく独自に定められている土砂災害危険箇所等を参考に、極力、こうした区域の外にある施設を指定することが望ましいと考えている。
-

【Q73】

要配慮者スペースについては、必ず独立した部屋でなければならないのか。

【A73】

必要な場合に、要介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者世帯、感染症患者等に対応できるものとして、
基本的には、例えば学校における教室、保健室の活用などを含め、要配慮者のために区画された部屋を活用することが望ましいと考えている。

【Q74】

福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度を創設する予定であり、福祉避難所への直接の避難を促進していくこと繋げるとのことだが、自治体においては、災害が発生した直後、又は発生する恐れがある段階から福祉避難所を開設するべきであるか。

【A74】

福祉避難所への直接の避難は、避難生活の段階を考慮すると、当初から適切な避難先に避難することが有効です。

このため、福祉避難所への直接の避難について、地区防災計画や個別避難計画の作成プロセスを通じて、避難先である指定福祉避難所等ごとに、事前に受け入れる者の調整を行うことが適当と考えます。こうした個別避難計画を作成している場合は、災害が発生した直後、又は発生するおそれがある段階から福祉避難所を開設することとなる考えます。

また、市町村が希望する要配慮者全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も地区防災計画や個別避難計画の作成時に検討することが考えられます。

【Q75】

避難対象者については、どこまで明確にすることを想定しているか。要介護●●以上等まででよいのか、それとも個人まで特定すべきか。

【A75】

指定福祉避難所の受入対象者は、当該指定福祉避難所の通常業務におけるサービス対象者や平素から利用している者、当該福祉避難所の体制などの実情を踏まえて特定することが考えられます。

例えば、高齢者介護施設が高齢者、障害者福祉施設が障がい者、特別支援学校が障がい児及びその家族を受入対象者としてして特定することなどが考えられます。

受入対象者を特定した公示の例について、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月改定 内閣府（防災担当））で紹介していますので、御参考としてください。

公示について、ガイドラインで示している例を御紹介します。詳細については、ガイドラインP.20～21を参照してください。

- ・要介護度に着目して高齢者を特定する場合

受入対象者 高齢者（要介護3程度）

- ・個人を特定する場合

受入対象者 知的障害者、精神障害者（発達障害者）

その他 上記の者のうち、事前に市が特定し、環境調整を事前に行った者

第6-1-(2) 関係

【Q76】

災害発生時等については、不同意者の情報も開示可能になっているが、災害がある程度収束した後の開示された個人情報の取扱いについて、どのように対処すれば良いか。

【A76】

避難行動支援指針にあるように、「名簿情報の廃棄・返却等」情報漏えいの防止のために必要な措置が想定される。また同指針にもあるように自衛隊や都道府県警、避難支援等への協力が得られる企業や団体、さらには、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うため、福祉事業者、障がい者団体等に名簿を提供することが考えられる。その際、関係者には、同指針（P47）を参考に、「担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する」「守秘義務が課せられていることを説明する」「施設可能な場所への保管を行うよう指導する」「必要以上に複製しない」「取り扱う者を限定する」「取扱状況を報告してもらう」「個人情報の取扱いに関し研修を開催する」ことなどを検討されたい。

【Q77】

「災害が発生するおそれがある場合」について、大雨洪水警報や特別警報の発表、地震注意情報または予知情報の発表、避難準備情報や避難勧告の発令などの際、本人の同意を得ずとも名簿提供できると解釈してよいか。

【A77】

災害法第49条の11第3項に基づく名簿提供は、特定の注意報、警報の発令時、発災時等に無条件

に認められるものではなく、それらも踏まえ、各市町村において「要支援者の生命・身体を保護するために特に必要がある」か否かを適切に判断されたい。

【Q78】

不同意者への支援について、例えば、自主防災組織、自治会の区域単位に避難勧告等を発令する場合や区域の一部が浸水する場合でも、名簿情報の提供が可能か教えてほしい。

【A78】

避難行動支援指針の内容等を踏まえ、その運用に当たっては、市町村ごとに被害状況や地域特性等を総合的に勘案し、生命・身体に危険があると考えられる区域が対象となると御判断いただきたい。

【Q79】

不同意者の避難支援（発災時における、名簿情報の外部提供）について、努力規定であって、義務ではないかを教えてほしい。また、これは外部から求めがあれば提供しなければならないのか。それとも市町村判断で良いのか。

（不同意者の避難支援について、「特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムがある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている」とある。不同意者リストは関係部局で共有・管理し、災害時において可能な限り安否確認に利用することとしており、現段階では不同意者の情報は関係部局以外の避難支援関係者に提供しておらず、不同意者の避難支援についても協力をお願いしていないが、差し支えないか。）

【A79】

災対法第49条の11第3項は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者の同意を得ることを要せずに、市町村長が名簿情報を外部提供できることを定めたものであり、提供義務ではないが、作成した名簿を適切に活用し、要支援者の生命・身体を災害から保護するという、本規定を設けた趣旨に鑑み、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応として、市町村において検討されたい。

第49条の11第3項は「できる」との規定であり、生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは避難支援等の実施に必要な限度で市町村の判断により提供するかを決めていただく。求められたら必ず提供しなければいけないわけではない。

【Q80】

避難支援等を実施するに当たって、安全確保の関係として、避難行動要支援者や避難支援等関係者への補償制度はあるか。

【A80】

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く。）が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災対法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。一方で、避

難行動要支援者は、損害補償の対象となるものではない。なお、民間の保険を活用し、負傷等万一の際に備えている例もあることから、このような事例を参考に、避難支援等においても、負傷等万一の場合の補償や損害賠償等に備えることが考えられる。

【参考文献等】

- 「災害救助の運用と実務（平成26年版）」
- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）（令和3年5月改定）」
- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）（令和4年4月改定）」
- 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年4月）（令和3年5月改定）」
- 「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針（平成31年3月）」
- 「災害時の障がい者支援対策等の事例集（平成24年3月）」
- 「北海道地域防災計画」
- 「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」
- 主 な 法 令 等
 - 災害救助関係法令等
 - * 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
 - ・ 災害救助法施行令（昭和22年10月30日政令第225号）
 - ・ 災害救助法施行規則（昭和22年10月30日総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号）
 - ・ 災害救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則第142号）
 - 災害対策基本法令等
 - * 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
 - ・ 災害対策基本法施行令（昭和37年7月9日政令第288号）
 - ・ 災害対策基本法施行規則（昭和37年9月21日総理府令第52号）
 - ・ 北海道防災対策基本条例（平成21年3月31日北海道条例第8号）
 - ・ 災害対策基本法等の一部を改正する法律について（平成25年6月21日府政防第558号、消防第245号、社援発0621第1号）
 - ・ 災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について（平成25年6月21日府政防第559号、消防第246号、社援総発0621第1号）
 - ・ 災害対策基本法の一部を改正する法律について（令和3年5月10日府政防第600号、消防第63号）
 - ・ 災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について（令和3年5月10日府政防第601号、消防第60号）
 - ・ 避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議における質疑応答の送付について（平成26年1月31日事務連絡 内閣府・消防庁）
 - ・ 災害対策基本法等の一部を改正する法律案に係る説明会に対する質問への回答について（令和3年4月21日事務連絡 内閣府・消防庁）

【おわりに】

- 市町村においては、災害時要配慮者に対する支援に関し、あらかじめ、事前準備を進め、災害発生時に迅速かつ的確な対応を図ることができるよう、本手引きを活用しながら、要配慮者や地域の実情、地域特性や庁内体制、関係法令や関係計画等を踏まえながら、市町村独自の災害時要配慮者対策の指針やマニュアル等を作成する必要がある。
- また、こうした市町村独自の指針やマニュアル等の作成に当たっては、その具体的な実施内容や実施時期、組織体制や担当部署の役割分担等について、関係協定や各種様式等を盛り込むなどして、冊子として、これを取りまとめ、非常時に当該冊子を確認することなどにより、災害時要配慮者対策の基本的な対応が、円滑かつ的確に行われるよう、その整備等に努めることが重要である。